

平成27年10月からマイナンバーを一人ひとりにお届けします!!

※住民票の住所に通知が届きます。

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ**12桁の番号**のことです。

※法人には法人番号が通知されます。

一生使う大事な番号なので、大切に保管してね！
勤務先などから**マイナンバー**の提出を求められたりもするよ！



Q マイナンバーを利用してどうなるの？

A 社会保障や税の手続きなどで、マイナンバーを利用すると、添付書類が省略できたり、市民の負担が軽くなります。

通知カード



Q 「通知カード」と「個人番号カード」は違うのですか？

A 平成27年10月から届くのが「通知カード」です。マイナンバーをお知らせする紙のカードで、顔写真は記載されません。通知カードと一緒に「個人番号カード」の申請書も同封されており、希望者は申請により平成28年1月以降に交付を受けることができるものです。

Q 個人番号カードは何に使えるの？

A 個人番号カードには顔写真もあり、身分証明書としても使用できます。また、今後はコンビニなどで住民票や印鑑登録証明書などが取得できるようになるなど様々なサービスを検討しています。

交付手数料は
無料!

個人番号カード



Q アメリカや韓国のように本人への「成りすまし」が多発することはありますか？

A 海外の成りすまし事案は番号のみでの本人確認や、番号に利用制限がなかったことなどが影響したと考えられます。日本のマイナンバー制度では、厳格な本人確認の義務付けや利用範囲の法律での限定、罰則の強化などの措置を講じています。

【マイナンバーについて詳しく知りたい方は、】

- マイナンバー（社会保障・税番号制度）のホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- 政府広報オンライン <http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/>
- マイナンバーのコールセンター 0570-20-0178 午前9時30分～午後5時30分（土日祝日・年末年始を除く）